

令和4年度

事業報告書

公益財団法人 北九州生活科学センター

北九州市戸畑区中原新町1番4号

令和4年度事業報告書

◇事業概況◇

当センターでは、経営の安定化等を目的に、令和3年度に新たに第3期中期経営計画（令和3年度～令和7年度）を策定し、センターの取り組むべき方向性を明確にし、職員と一丸となって取り組めるよう周知を図ってきたところである。

令和4年度においては、前年度に引き続き社会が求める新型コロナPCR検査に取り組むとともに中国、韓国からの輸入食品の命令検査への対応など、センター全体で活動を展開した結果、単年度の収支バランスに改善傾向が見られた。主な取り組みは以下のとおり。

1 収入増と経費削減の取り組み

- ・ 前年度に引き続き新型コロナPCR検査に取り組んだ。
- ・ 受注頻度の高い下痢性貝毒の試験法を見直し、手順の簡素化、消耗品の使用量を削減した。
- ・ 韓国産野菜の農薬分析の受託を開始した。
- ・ 中期計画活動の一環として、経費削減に取り組み、人件費、機器の保守点検、備品購入等の見直しを実施した。

2 新たな時代に向けた取り組み

- ・ 前年度に引き続き食品衛生法の改正に基づく食品衛生責任者実務講習会を県から受託した。

3 IT化の推進による業務の効率化・迅速化

- ・ 業務アプリを内製開発し、業務効率化による生産性の向上を実現した。

【開発アプリ例】

新型コロナPCR検査における顧客からの容器受注及び請求書発行アプリ
人事異動希望調査アプリ
施設衛生点検アプリ（既存アプリのクラウド化）

4 公益活動

- ・ 食品事業者及び保育園等の関係者等を対象とし、食品衛生やウイルス感染対策法の普及を目的とした無料のセミナーへ、職員を講師として派遣した。（全6回）
- ・ 地域の大学（九州工業大学）のグローバルリーダー育成プログラムへ協力し、学生実験への施設の提供及びアドバイスをを行った。
- ・ 食品事業者及び関係者等を対象とし、HACCPの普及を目的とした無料のセミナーへ、職員を講師として派遣した。（WEBセミナーを含んで全7回）
- ・ 新型コロナウイルス感染症についての講習会へ、職員を講師として派遣した。（全3回）

第1 運営報告

1 公益法人活動の推進

当センターの基本理念を実現するため、本年度は評議員会を2回開催し、理事会において承認された内容の報告等のほか、法人運営に関する重要事項の協議が行われた。

また、常務理事会を39回（令和4年7月25日から9月26日間は、新型コロナウイルス感染拡大のため開催中止）、理事会を6回開催し、当センターの業務執行に関する事項が協議され、公益法人として適切な管理運営に努めた。

(1) 評議員会

回	開催日	議案及び議決事項
1	6. 29	◇理事会報告（令和4年度第1回、第2回及び第3回） ○ 議案 1 令和3年度決算及び監査報告について（議決） 2 任期満了に伴う次期役員（理事・監事）の選任について（議決） 3 役員等及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の改正について（議決） ○ 報告事項 令和3年度事業報告について
2	3. 27	◇理事会報告（令和4年度第4回、第5回及び第6回） ○ 報告事項 1 令和5年度事業計画について 2 令和5年度収支予算について 3 常務理事の辞任について

(2) 理事会

回	開催日	議案及び議決事項
1	4. 13 (議決の省略)	○ 議案 訴えの提起について（議決）
2	5. 2 (議決の省略)	○ 議案 辞任に伴う次期評議員候補者の決定について（議決）
3	6. 8	○ 議案 1 令和3年度事業報告について（議決） 2 令和3年度決算及び監査報告について（議決） 3 任期満了に伴う次期役員候補者（理事・監事）の決定について（議決） 4 規程の改正について（議決） 5 評議員会の開催等について（議決）

4	6. 29	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議案 <ul style="list-style-type: none"> 1 理事長（代表理事）及び常務理事（業務執行理事）の互選について（議決） 2 常務理事の職務担当及び理事長の職務代行者の決定について（議決） 3 評議員選定委員会運営規則の改正について（議決）
5	12. 6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議案 <ul style="list-style-type: none"> 1 特定費用準備資金の保有について（議決） 2 減価償却引当資産計画書の変更について（議決） 3 規程の改正について（議決） ○ 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度上半期の主な事業報告について
6	3. 9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議案 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和5年度事業計画(案)について（議決） 2 令和5年度収支予算(案)について（議決） 3 令和5年度資金調達及び設備投資の見込み(案)について（議決） 4 規程の改正について（議決） 5 役員等賠償責任保険契約の内容について（議決） 6 職員の昇任について（議決） 7 第2回評議員会の開催等について（議決） ○ 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 常務理事の辞任について

(3) 評議員選定委員会

回	開催日	議案及び議決事項
1	5. 25	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議案 <ul style="list-style-type: none"> 評議員の選定について（議決）

2 第3期中期経営計画の立案と活動開始

(1) 第3期中期経営計画の策定

第2期中期経営計画の評価とセンターの重要課題の整理を行い、第3期中期経営計画として赤字体質からの脱却、生産性向上、品質信頼性向上、人材育成、業務上のリスク予防の5つの基本目標と収支改善計画を策定し令和3年度から活動開始した。

(2) 令和4年度（2年目）の活動

渉外部門と検査部門などが一体となり中期視点での活動を行うように事業ごとにユニット体制を設定し、その中期計画と令和4年度活動計画を作成し、改善活動を実施した。また、重要指標管理(KPI管理)も取り入れ、業務効率化、コストダウン、品質改善、事故予防の視点でKPIを設定し活動を管理した。

(3) 5つの基本目標に対する活動概要

① 赤字体質からの脱却

令和4年度は、令和3年度に続きコロナPCR検査増加に対し連携体制で対応した事などにより収益は改善したが、中期的に収益を改善するためには新たな事業検討が必要であり部門横断で検討チームを作り検討中である。

② 生産性向上

業務工数の削減と購買費用の削減に向け各部署で活動したが、まだ効果は小さく更なる活動が必要である。

③ 品質信頼性向上

令和3年度に続き、検査業務不適合や内部監査での指摘に対し、原因分析と是正を確実に実施する活動を推進し、是正完了率を向上させた。

内部監査の質を向上するため、外部講師による内部監査員集合研修を実施。研修内容の重要な点を全員で振り返り、実際の内部監査に活かし、監査の有効性向上に努めた。

④ 人材育成、正副担当の配置

各検査部門で教育訓練を行い、検査スキルの拡大とそれによる応援体制の向上を図った。また、検査区分毎に検査員の計画的な教育とその認定にもとづく検査員配置を確実にを行うため、スキル管理システムを自社設計し令和5年3月より試行開始した。

⑤ 業務上のリスク予防

令和3年度に制定した危険物保有・取扱い要領、毒劇物取扱い要領にもとづき令和4年度は改善活動と定期点検を行い、適切な試薬類の取り扱い活動の定着化を図った。

3 人材育成（能力開発）

検査機関として、活動の源である人材の確保及びその能力の育成・開発は重要な課題であると認識し、次のことに積極的に取り組んだ。

(1) OJT等による研修について

人材育成はOJTを基本とし、各部門において、「教育訓練規程」(ISO/IEC 17025)に基づき、スキルマップを作成の上、OJT研修を実施した。

(2) 部門別の人材育成について

総務部、生活科学部、水質環境部、福岡事業所に対して内部・外部研修会等(Web研修を含む。)に38件、延べ136人の職員を参加させ、技術の研鑽、自己啓発、意欲の向上に努めた。

詳細については、別添「研修記録(令和4年度)」のとおり。

(3) 業務改善提案と表彰制度について

日常の業務に関連して、職員から「業務改善提案」を募ったところ、延べ3名、14グループから提案がなされ、その中から事業化の可能性の高い提案については、具体化に向けて取組みを進めることとした。

このような取組みを通して、経費の節減や個々人の能力開発に有効な手段を講じていくこととした。

(4) その他

① 品質・経営会議

毎月1回、常務理事及び役職職員が参加し、センターの重要事項の決定若しくは確認等を行い、センターの円滑な運営に資した。

本所と福岡事業所をテレビ会議で接続して実施するとともに、事前の電子回覧により資料のペーパーレス化を実施している。

② 収益性向上会議

毎月1回、渉外課、福岡事業所、総務課と常務理事による会議を開催し、組織体制や情報共有、収入増に取り組んでいる。

③ 安全衛生委員会

各課及び福岡事業所から委員を選出し、毎月第3火曜日に委員会を開催し、巡回活動等を行った。

その結果、改善された主なものは次のとおり。

- ・ 車両事故、業務上災害発生時の報告と対策プロセスの見直し、徹底
- ・ 熱中症及び防寒対策(夏：麦茶と急速冷却パックと塩分タブレット、冬：ホッカイロ)
- ・ 防災訓練時に役割を決め災害時の動作確認
- ・ 危険物である薬品の保管基準、取扱いの見直し及び定期点検の開始

④ 新型コロナウイルス対策

職員に対し、通勤手段の変更、時差出勤を認めるなどの措置をとるとともに、センター内を随時消毒し、出入り口等に非接触型の検温器及び消毒薬を置き職員に手指の消毒を促すなど対策を行った。また、新型コロナウイルス対策マニュアルを随時見直し職員への周知を図った。

4 情報発信

地域への情報提供を通じての社会貢献のため、ホームページの「インフォメーション」と「情報広場」を随時更新して積極的に情報提供した。

(1) インフォメーション（令和4年度）

- 6月07日：曹洞宗青年会様 新型コロナウイルス感染症対策研修会について
- 9月20日：北九州市環境首都検定について
- 10月26日：ノロウイルス吐物処理対策研修について

(2) 情報広場（令和4年度）

- 5月02日：HACCP始めていますか？
- 6月30日：食品中のカビについて
- 8月31日：虫の異物混入について
- 10月31日：ノロウイルス食中毒にご注意
- 12月28日：カンピロバクター食中毒 鶏肉には要注意！
- 3月01日：二枚貝（アサリ・ハマグリ・カキ）の貝毒について
- 3月31日：レジオネラ属菌について

(3) パンフレット等の作成、配布

センター業務案内パンフレットを刷新し、顧客全般に配布した。また、生活衛生、環境保全に関する知識普及に資するため、関連するパンフレットを保健所、学校、食品取扱企業等に配布した。

○ 配布図書等名

「水そして飲料水」、「食中毒予防早見表」、「家庭用井戸水検査のすすめ」、「食品表示に伴う栄養成分分析のご案内」、「食品中の異物を迅速に特定」、衛生害虫に係る冊子「生活害虫のお悩みありませんか？」

(4) その他の普及活動

食品衛生管理に関する情報の提供

公衆衛生向上の取組の一環として、公益社団法人福岡市食品衛生協会の食品衛生思想の普及啓発に協力し、月1回食品衛生事業者を対象に一斉ファックスサービスによる食品衛生管理に関する最新情報の提供に努めた。

5 地域への取組み

企業等を対象に講演会の開催や研修会等を実施した。

(1) 講習会等の実施について

講習会等は、講師を派遣する等の方法により行った。

① 講師派遣等による研修

企業等が行う研修に、センターの職員等を講師として派遣した。

② 食品衛生責任者実務講習会

福岡県から委託を受け、県内36か所で開催した。

詳細については、別添「研修記録（令和4年度）」のとおり。

(2) インターンシップ

学生が在学中に自らの専攻あるいは将来進みたい職業に関連した企業等において実習・研修的な就業体験あるいは実務訓練をすることにより、職業への意識向上、適切な職業選択をするための土台作り、就職後の職場への適応力の向上などを図ることを目的としており、福岡県立小倉工業高等学校工業化学科2年生4名を受け入れ、食品検査、微生物検査、飲料水検査、環境検査等の研修を実施した。

(3) 国際技術研修

JICA九州、国際村交流センター4Fにて「民間食品検査機関の登録制度と役割」講習会の講師として職員を派遣した。

6 その他

衛生害虫相談事業

衛生害虫相談事業を北九州市から受託し、嘱託相談員2名と当センター職員1名の3名体制で業務を行っている。

令和4年度の相談件数は1383件で、現地調査は109件であった。

第2 検査・分析事業報告

※ 検査件数及び検査収入については、別添の「検査実績報告（令和4年度）」参照

1 食品衛生検査

(1) 総括

厚生労働大臣登録検査機関として国内の一般食品や、中国・韓国産を中心とした輸入食品の衛生検査を実施した。前年度に比較して輸入食品の検査は減少したが、一般食品検査はやや増加した。食品検査全体では、検査件数及び検査収入は、ともに前年度より減少した。

(2) 個別内容

① 輸入食品命令検査（食品衛生法第26条）

輸入食品全体の検査件数及び検査収入は、前年度に比較して大幅に減少した。これは、主に中国産あさり等の二枚貝の検査件数が前年度に比較して、約50%減少したため、全体として検査収入は約33%の減少であった。

② 輸入食品自主検査（指導検査）

検査件数・検査収入とも前年度とほぼ変わらなかった。

③ 一般食品検査

件数は前年度に比較してやや減少したが、検査単価の高い器具容器包装の検査件数が増加したことにより、前年度に比較して検査収入は約17%増加した。

2 衛生検査所

(1) 総括

臨床検査技師等に関する法律に規定する衛生検査所としての、微生物学的検査と生化学的検査を実施した。

(2) 個別内容

① 検便検査（微生物学的検査）

前年度と比較して、検査件数は約1%減少したが、検査収入はほぼ変わらなかった。

② 血中PCB・PCQ、ダイオキシン類（生化学的検査）

全国カネミ油症治療研究班（班長九州大学）へ協力するため、研究班会議に1回、及び分析班会議に2回出席し、血中PCB・PCQ、ダイオキシンの検査を通じて、カネミ油症患者の治療支援等に協力している。

③ 新型コロナウイルスPCR検査

検査用金の単価が下がったこと及び件数も減少したことから、前年度と比較して、検査件数は約6%減少し、検査収入は約41%減少した。

3 微生物に関する検査

(1) 総括

主に、食品、飲料水、環境の微生物検査、工場等の拭取検査、砂場の回虫卵検査、牡蠣のノロウイルス検査を実施した。

(2) 個別内容

微生物検査のうち、食品部門の検査件数は、前年度と比較して、約4%の減少、飲料部門はほぼ同じ、環境部門は約23%の減少であった。

4 放射性物質検査

前年度と比較して、検査件数は約3%、検査収入は約4%増加した。約1700件の検査のうち、その約60%が中国、約20%が韓国へ輸出される水産物であった。

5 異物検査

食品衛生検査の強化策の一環として、検査機器の整備変更を図るとともに、平成26年から異物検査チームを作り、食品や飲料水等の異物検査を開始した。前年度と比較して、検査件数は28%減少し、検査収入は約8%減少した。

6 飲用水等水質検査

(1) 概要

水道法、飲用井戸等衛生対策要領、公衆衛生法など各種法律等に基づく水質検査を行うことで、お客様が使用・供給する水が安全であることを確認した。そのため、水質検査にあたっては、信頼性のある値を迅速に提供することが第一と考え、水道GLP等の的確な運用や随時の見直しを実施している。また、水道関連では近年、夏季高水温時にカビ臭が県内東部地域で発生しているが、本年度は筑豊地域の水道事業体でカビ臭が発生したため当該浄水場での浄水処理が困難となり、数度にわたる臨時試験を実施した。

① 水道法第20条に規定する水道事業に係る検査

水道法第20条第3項により、厚生労働大臣登録機関として地方公共団体の委託を受け飲料水検査を実施した。検査件数は前年度と比べ約1200件、率で約80%と減少したが、検査収入では約3%の増加となった。この主な原因は、北九州市水質検査支援業務委託を受託することができたためである。

② 水道法第34条の2に規定する簡易専用水道検査

水道法第34条の2第2項により、厚生労働大臣登録機関として簡易専用水道及び小規模受水槽の検査を実施した。前年度と比較して、検査件数で約5%の減少であったが、検査収入で約2%の増加となった。

③ 飲料水一般検査

ビル管理法、船員労働安全衛生規則に基づく飲料水等の水質検査や飲用井戸等の水質検査を実施した。前年度と比較して、検査件数は約5%、検査収入は約11%とそれぞれ増加した。

④ 飲料水以外の水質検査

遊泳用プールや浴槽水等の飲料水以外の水質検査を実施した。前年度と比較して、検査件数は約8%増加したものの、検査収入は前年度とほぼ同じであった。

(2) その他

水道事業体における水道水質の異常は、その影響が大きく迅速な対応が求められることから、24時間の緊急連絡体制を取っている。本年度は、水道水源悪化で有機物が増大したことによるトリハロメタンなどの消毒副生成物や原水中のジアルジア検出による濁度及びクリプトスポリジウム等、また浄水工程での処理異常に伴う検査・調査などに対応し、緊急対応件数は14件で全て迅速に対応・解決することができた。

7 環境に関する検査

(1) 概要

水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び下水道法など環境法令全般に係る検査を行う計量証明事業や環境及び排ガス中のダイオキシン類をごく微量濃度測定する特定計量証明事業を実施した。また、排水処理施設の処理工程検査や産業廃棄物や温泉水などの環境一般等に係る検査も行った。なお、環境検査について、測定値の信頼性という観点からISO/IEC 17025やMLAP（認定特定計量証明事業）の制度を取り入れている。

① 計量証明事業

人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準を踏まえ、大気汚染及び河川、湖沼、海域等の水質及び底質等についての検査並びに水質汚濁防止法及び下水道法による特定施設からの排水について検査を実施した。前年度と比較して、検査件数で約4%増加し、検査収入は約6%増加した。

② 特定計量証明事業

大気や水質、底質等の一般環境及び排ガス中のダイオキシン類の測定検査を実施した。前年度と比較して、検査件数、検査収入共に大幅に増加し、増加幅は件数で約39%、収入で約88%となった。主な原因は、北九州市公共用水域等ダイオキシン類調査や他の機関からの外注によるものである。

③ 環境検査一般

排水処理施設等の処理工程を管理するための検査や大気に関する調査及び土壌汚染状況調査等を実施した。前年度と比較して、検査件数で約32%減少したが、検査収入は約27%増加した。増加の主な要因は、北九州市降下ばいじん採取及び分析業務などを受注したことによる。

④ その他の業務

廃棄物の性状を把握するために実施する産業廃棄物検査や作業環境測定法第3条に規定する作業環境測定、温泉水検査等を実施した。その他の業務全体で前年度と比較して、検査件数で約5%増加したものの、検査収入では約12%の減少となった。減少の主な要因は、昨年度実施した飯塚市クリーンセンターや日本ジタンなどからの廃棄物検査がなかったためである。

8 品質保証活動

(1) 総括

登録検査機関としての責務を果たし、検査機関として高い信頼性を確保するため、ISO/IEC 17025認証、MLAP（特定計量証明事業者認定制度）認証、食品GLP、及び水道GLP認定の維持に取り組んだ。また、当年度から品質マネージメント室を設置し、品質保証活動の充実を図った。

(2) 個別内容

① ISO/IEC 17025認証の取組み

ISO/IEC 17025における、すでに認証済みの4項目（食品、水質、土壌、廃棄物中のCs-134等の放射性核種測定試験、食品中の二酸化イオウ、サイクラミン酸の分析試験、及び環境水中のVOC（揮発性有機化合物）の測定試験）について、認証を維持するための取組みを行った。その中で、当年度は

検査員のスキルを管理するスキルマップのシステムを新たなものとし、2023年度からの実用化を目指した。

また、各部門に対し、年間7回内部監査を実施し、ISOにおけるシステム運用状況（組織体制、マネジメントシステム、文書・記録管理、教育訓練、不適合及び是正措置等）の確認、検査実施とSOPの確認（受付、サンプリング、受領、検査方法、試薬・機械器具管理、検査結果・報告書、精度管理等）を行った。なお、内部監査の充実を図るため、内部監査員の外部研修を実施した。

② MLAP（特定計量証明事業者認定制度）認証の取組み

水質、大気、排ガス等についてのダイオキシン類検査業務の信頼性を確保するために内部監査を実施し、業務が適正に行われていることを確認した。

③ 食品GLPの取組み

食品、添加物、器具又は容器包装の検査の信頼性を確保するために、食品部門及び微生物部門の検査施設、機器管理、試薬管理、製品検査、さらに、試料採取についても内部点検を実施し、業務が標準作業書に従い適正に行われているかチェックし、信頼性確保を図った（計14回実施）。また、食品衛生法登録検査機関として、昨年8月に九州厚生局の立入検査を受け、食品GLPに基づく検査の実施について確認が行われた。

④ 水道GLPの取組み

水道GLPの登録検査機関の認定について、昨年11月に更新審査を受け、認定は更新された。簡易水道検査については、内部監査を1回実施し、業務が標準作業書に従い適正に行われているかチェックし、確認を行った。

⑤ 精度管理

各部門の外部精度管理、内部精度管理については、次のとおりであった。

(食品部門)

精度管理実施要領に基づき、内部精度管理の実施と外部精度管理への参加により、検査の妥当性及び検査技術レベルの確認と向上を図った。

1) 外部精度管理

センターの検査技術レベルの確認と信頼性確保のために次の外部精度管理に参加した。

- a 厚生労働省が指定した機関（食品薬品安全センター秦野研究所）が実施する食品衛生外部精度管理調査（理化学6項目、微生物6項目、動物を用いる検査1項目の計13項目）。
- b 日水製薬(株)が実施する細菌検査精度管理サーベイ（生菌数、大腸菌群数、大腸菌、及び黄色ブドウ球菌の4項目）。
- c 日本分析センター及び日本食品検査が実施する放射性物質測定技能試験。
- d FAPAS(Fera Science Ltd)による、サイクラミン酸についての Food Chemistry Proficiency Test

2) 内部精度管理

検査の妥当性の確認と検査技術レベルの向上のため、日常検査での陽性対照試験（毎月15～20の理化学検査項目、麻痺性貝毒、Cs-134、Cs-137、一般細菌数）、繰り返し測定（理化学検査8項目、麻痺性貝毒について）、及び同定試験（微生物検査4項目）の内部精度管理を実施した。

(飲料部門)

検査の信頼性確保及び妥当性の評価とその確認、検査技術の向上を図るため、精度管理計画に基づき実施した。

- 1) 外部精度管理
 - a 厚生労働省が実施する水道水質検査精度管理のための統一試料調査。
(カドミウム及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール)。
 - b 全国給水衛生検査協会が実施する飲料水検査精度管理調査(色度、マンガン)。
 - c 全国給水衛生検査協会が実施する簡易専用水道検査外部精度管理調査
- 2) 内部精度管理
 - a 濃度が明らかな特別な試料を用いて、定められた方法により検査する技能(水質基準項目について、標準作業書に定められた方法により定量下限値繰り返し測定及び変動率を確認、41項目)。
 - b 濃度を伏せた特別な試料を用いて定められた方法により検査する技能(ジェオスミン、2-MIB、カドミウム及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、色度、マンガン及びその化合物揮発性有機化合物、塩素酸、フッ素及びその化合物、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸)。
 - c 通常の試料を用いて、標準作業手順書に定められた方法により水質検査結果の再現性を維持できる技能(濁度、色度、鉄及びその化合物)。

(環境部門)

検査の信頼性確保及び妥当性の評価とその確認、検査技術の向上を図るため、精度管理計画に基づき実施した。

- 1) 外部精度管理
 - a 日本環境衛生センターが実施する「環境測定分析統一精度管理調査」(PFOS、PFOA)。
 - b 日本環境測定分析協会が実施する精度管理(水中のほう素及び金属分析、生活環境項目試験、陰イオン、富栄養化成分分析)。
 - c 日本環境測定分析協会 UTA 研が実施するダイオキシン類クロスチェック。
 - d 日本分析化学会が実施するダイオキシン類分析技能試験。
- 2) 内部精度管理
VOC、全リン、全窒素、ダイオキシンの分析について精度管理を実施した。

第3 収益事業報告

令和5年度より、本所事務所の建替用地(空地)の一部について、定款第4条第2項第1号に定める収益事業(不動産貸付業)を開始することとなった。

- 1) 賃貸先 : 株式会社サニクリーン九州
工事会社 : 大和ハウス工業株式会社 北九州支店
- 2) 契約方式 : 事業用定期借地権設定契約
- 3) 契約期間 : 15年間(別途、工事期間5ヶ月)
- 4) スケジュール : 令和5年1月30日 賃貸借契約締結

3月15日 公正証書締結

3月28日～8月24日（予定） 建設工事

（2階建て、車両約60台）

8月下旬 株式会社サニクリーン九州 営業開始

5) 月額地代 : 金600,000円（但し、工事期間中 金200,000円）

（参考）不動産鑑定士による鑑定評価額（月額） 434,000円

6) 保証金 : 金6,000,000円（契約満了時に返還）